

福岡市公報

令和 8 年 7 月 27 日 第 7255 号 (別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 監査委員

ページ

○監査公表 (監査公表第 5 号)	1
○監査公表 (監査公表第 6 号)	2

監査委員

8 監査公表第 5 号

令和 8 年 6 月 4 日に提出のあった住民監査請求について、福岡市住民監査請求に基づく監査における監査基準及び手続等に関する規程第 4 条第 2 項及び第 13 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 27 日

福岡市監査委員	落 石 俊 則
同	浜 崎 太 郎
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

地方自治法第 242 条の規定に基づく住民監査請求の制度は、住民が監査委員に対し、執行機関等の違法又は不当な財務会計上の行為について、個別具体的に摘示して監査を実施するよう求め、地方公共団体の損害の補てん等のために必要な措置を請求することにより、財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を守ることを目的とするものである。

請求内容は、令和 8 年 4 月後半分及び 5 月分の草ヶ江小放課後児童クラブの会費及びその他草ヶ江小学校における徴収金に関し、いずれも徴収の理由がないとして請求人自身に対し返還を求めること、また、請求人の児童に関連して請求人が呼ぶところの「障害児加配予算」「学校支援学級配置予算」「特別支援教育就学奨励費」に関する執行を明らかにすること、並びにこれらに関連して職務執行の是正を求めるもの等となっている。

まず、前述のとおり、住民監査請求の制度は、住民全体の利益を守る観点から地方公共

団体の損害の補てん等をねらいとするもので、個人の権利利益の救済を図ることを目的とした制度とは異なり、個々の住民の権利関係及び事実関係の紛争の解決手段として監査が実施されることは予定されていない。

この点、請求は、住民監査請求における基本的な事項となる福岡市の損害を示し、各機関等に対して福岡市の損害を補填等する措置を求めるものとなっていない。

その上で、放課後児童クラブの会費については、各児童クラブ運営委員会が独自に徴収するものであり、公金の性格を有するものでないため住民監査請求の対象に該当しない。学校徴収金については、執行機関が行った財務会計上の行為として特定がなされていない。

また、請求人が呼ぶところの「障害児加配予算」「学校支援学級配置予算」「特別支援教育就学奨励費」の執行については、いずれも執行機関が行った財務会計上の行為として特定がなされておらず、また、その行為の違法性及び不当性が具体的・客観的に示されていないため、請求者個人の疑問や見解表明にとどまるものとなっている。

以上により、本件請求については、地方自治法第242条所定の住民監査請求の要件を充たしていないと判断した。

8 監査公表第6号

令和8年6月12日に提出のあった住民監査請求について、福岡市住民監査請求に基づく監査における監査基準及び手続等に関する規程第4条第2項及び第13条第1項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年7月27日

福岡市監査委員	落石俊則
同	浜崎太郎
同	高木三郎
同	千々松英樹

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の制度は、住民が監査委員に対し、執行機関等の違法又は不当な財務会計上の行為について、個別具体的に摘示して監査を実施するよう求め、地方公共団体の損害の補てん等のために必要な措置を請求することにより、財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を守ることを目的とするものである。

請求内容は、東区福祉・介護保険課が交付した「美和台新町れいわ会」（以下「同会」）に対する老人クラブ活動事業補助金（以下「同補助金」）のうち、令和6年度交付分及び令和7年度交付分に関し、東区福祉・介護保険課長（以下「同課長」）の行った補助金額確定行為の違法または不当を主張するものである。

具体的には、令和6年度交付分については、日付の前後関係から、同会からの活動事業

実績調書收受前に同課長が補助金の確定行為を行っているようになっていないこと、また、同補助金は20人以上の会員が在籍する老人クラブが対象となることから、請求人入手の資料によれば同会に会費を支払った者は15人とあることから、同会が提出した31人の会員が在籍するとする活動事業実績調書を信用して同課長が行った補助金額確定行為は違法であると主張するもの、

また、令和7年度交付分についても同じく、請求人入手の資料によれば同会に会費を支払った者は15人とあることから、同会が提出した30人の会員が在籍するとする活動事業実績調書を信用して同課長が行った補助金額確定行為は違法であると主張するもの、である。

まず、住民監査請求は、地方自治法第242条第2項の規定により、財務会計上の行為のあった日から1年を経過したものについては認められない。請求のうち令和6年度交付分については、補助金額の確定行為のあった令和7年3月31日から1年を経過している。

なお、住民監査請求では、「地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内」（最高裁昭和63年4月22日判決）であれば、例外的に1年を超えて請求が認められるが、実績報告書は少なくとも令和7年4月時点において客観的に存在し、調査可能な状態であったことから正当な理由があるとは認められない。

次に、老人クラブは、厚生労働省作成の「老人クラブ活動等事業実施要綱」において、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織と位置付けられており、「福岡市老人クラブ運営基準」では、その運営は会員により自主的に、また、会則を定めて行われるものとされている。

また、同運営基準における老人クラブの会員に関する定めは、概ね60歳以上の者で、かつ同一小地域内に居住する者とするのみで、会費については、老人クラブの活動資金確保のため定期的な会費納入が想定されているものの、要件とはなっていない。

これは、福祉局の公表資料において、補助金の交付対象として「会費など自主財源があること（町内会の助成金や繰越金など、何らかの自主財源がある場合は、会費を徴収していなくても、要件を満たすものとします）」（単位老人クラブ補助金申請の手引き）としていることから明らかである。

さて、本件、令和7年度の補助金については、令和7年4月1日付で同会から交付申請がなされ、同日付で同課長が交付決定を行っている。その際に提出された収支計画には、26人から1,000円の会費を徴収し、5人について会費を免除することとなっている。また、支払請求にあたり提出された会員名簿には合計31人分の記名がある。

その後、同会から令和8年3月31日付で実績報告がなされ、同日、同課長は履行確認の上、補助金額を確定した。この際、添付された資料での会員数は30人であり、収支決算としては30人全員から500円の会費が徴収されたとなっている。

さて、請求者は、会費納入した人数は15人であったとする資料を根拠として、会員数は20人以下であるとの主張であるが、会費納入者数は会員数を意味しておらず、本来的に会

費納入者の多寡自体が補助金の要件充足に対する疑義とはならない。また、請求人が事実証明書として提出した同資料も、会費納入者を15人としつつ「会員は30名程度」と記載されており、補助要件との矛盾を証するものとなっていない。

住民監査請求にあたっては、執行機関が行った財務会計上の行為についての違法性を客観的に摘示する必要がある。今回、請求人の提示した内容は補助金の要件である会員数に関する事実関係を指摘したものではないため、同会から提出された資料に基づき行った同課長の補助金額確定手続きが違法であるとする客観的な内容を摘示しているとは認められず、また、これに照応する事実証明書が付されているとも認められない。

以上により、本件請求については、地方自治法第242条所定の住民監査請求の要件を充たしていないと判断した。